○おいらせ町情報公開条例

平成18年3月1日 条例第8号 改正 平成18年6月19日条例第168号 平成19年9月14日条例第20号 平成28年3月14日条例第5号 平成29年9月8日条例第18号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示 (第5条-第17条)

第2節 雑則 (第18条—第21条)

第3章 その他 (第22条-第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する町民の知る権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、おいらせ町(以下「町」という。)が町政に関し町民に説明する責務を全うするようにし、もって、町民の的確な理解と批評・判断の下に公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査 委員会及び議会をいう。
 - (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものと して、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として 発行されるもの
 - イ 町立図書館その他の町の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈 し、及び運用しなければならない。この場合において、個人の秘密その他の通常他人に知られた くない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならな い。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、 適正な請求に努めるとともに、当該行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければな らない。

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する行政文書の開示 を請求することができる。

(開示請求の手続)

- 第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、実施機関に対して、次に 掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出して行わなければならな い。
 - (1) 請求者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、事務所又は事業所の住所)
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、 当該行政文書を開示しなければならない。
 - (1) 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報
 - (2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公にすることができない情報

- (3) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは他の条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定 されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人その他の団体(町、国、独立行政法人等、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (6) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、町以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが

あるもの

- (7) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、町以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人 が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当 該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の 財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 町、独立行政法人等、町以外の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る 事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

- 第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第3号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不 開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、 当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定、通知等)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を 拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示 をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該行政文書の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知(以下「決定通知」という。)に係る書面に記載しなければならない。
- 4 決定通知は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 6 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に決定通知をし、残りの行政文書については相当の期間内に決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの行政文書に係る決定通知をする期限
- 7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行政文書を開示しない旨の決定 があったものとみなすことができる。
 - (1) 第4項に規定する期間内に決定通知がない場合(当該期間内に第5項後段又は前項後段の規

定による通知があった場合を除く。) 開示請求に係る行政文書

- (2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された決定通知の期限までに決定通知がないとき開示請求に係る行政文書
- (3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合
 - ア 前項前段に規定する開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき決定通知をすべき 期間内に当該決定通知がないときにあっては、開示請求に係る行政文書
 - イ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの行政文書に係る決定通知がないと きにあっては、当該残りの行政文書

(事案の移送)

- 第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求に ついての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に した行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第13条 開示請求に係る行政文書に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下この条及び第17条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、 開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提 出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限り でない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第3号イ、同条第4号ただし書又は同条第8号ただし書に規定する情報に該当すると 認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後、直ちに当該意見書(第17条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第14条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行うことができる。
- 2 行政文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては、これらの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。
- 3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、 実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

(費用負担)

- 第15条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。
- 2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第14条 第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定めら れている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政 文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定 に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条第1項本 文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

- 第17条 実施機関は、開示決定等について又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に 諮問して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者 (開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければな らない。
- 4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政 文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 5 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第 29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第2節 雑則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第18条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよ

う、行政文書の目録を一般の閲覧に供すること等により、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政文書の管理)

- 第19条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。
- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関 する必要な事項について定め、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示状況の公表)

- 第20条 町長は、毎年度、この条例による行政文書の開示の状況を公表しなければならない。 (適用除外)
- 第21条 この章の規定は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。

第3章 その他

(情報公開の総合的推進)

第22条 町は、この条例の目的にかんがみ、町民が町政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、行政資料の提供等の情報提供施策の充実を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資団体等の情報公開)

第23条 町が出資その他財政支出等を行う団体(以下「出資団体等」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、出資団体等の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第24条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうち当該指定管理者が管理を行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に係るものの開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。 (適用)
- 2 この条例は、合併前の百石町情報公開条例(平成12年百石町条例第5号)又は下田町情報公開条例(平成11年下田町条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の適用を受けることとされていた行政文書及び公文書並びにこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の百石町及び下田町から承継された行政文書及び公文書のうち、合併前の百石町にあっては平成12年10月1日以前に、合併前の下田町あっては平成12年4月1日以前にそれぞれ作成し、又は取得した行政文書及び公文書については、適用しない。
- 4 実施機関は、前項の規定によりこの条例の規定を適用しない行政文書及び公文書について開示 を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年6月19日条例第168号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月14日条例第20号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(不服申立てに係る経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月8日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。